令和７年度 座間市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係る

プロポーザル実施要領

１．趣旨

本要領は、令和７年度座間市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務の概要

⑴ 件　　名 　令和７年度座間市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

⑵ 目　　的 　キャッシュレス決済を利用した際のポイント還元を行うことで、物価高騰の影響を受けた市内中小事業者や市民生活を支援し、市内経済の維持・活性化を図る。

⑶ 契約期間 　契約締結日から令和７年９月３０日まで

⑷ 業務内容 　別紙「仕様書」のとおり

３．予算限度額

１６０，０００，０００円（消費税含む。）

（うち、ポイント還元分は約１５０，０００，０００円程度を想定）

当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

４．参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

⑴ 令和６年度座間市入札参加者名簿に登録されている者であること。または、所定の期日までに令和６年度座間市入札参加者名簿に登録できること。もしくは過去２年間に国、地方公共団体と本事業と同様の種類の契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる者であること。

⑵ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑶ 法人税（個人事業者にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

⑷ 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２４年４月１日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。

⑸ 座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

⑹ 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していない者であること。

⑺ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

５．説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

６．提案書に関する質問と回答

提案書の作成にあたっての質問を電子メールにより受け付ける。別添「質問票【会社名】」に質問を記載のうえ、電子メールで提出先メールアドレスに送信すること。件名は「座間市キャッシュレス決済ポイント還元事業質問（会社名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問に対して、市は回答しない。

⑴ 質問受付期間 令和７年１月２４日（金）午前８時３０分から令和７年１月３０日（木）午後５時まで（市役所の閉庁日を除く。）

⑵ 提出先メールアドレス

座間市地域づくり部産業振興課商工係

 　 syoukou＠city.zama.kanagawa.jp

⑶ 回答方法 令和７年１月３１日（金）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

７．参加表明手続

⑴ 提出書類

 　ア プロポーザル方式参加表明書（第１号様式）

 　イ 誓約書（第２号様式）

 　ウ 会社概要書（任意書式）

エ 委託業務実績申告書（任意書式。業務委託実績を確認できる契約書の写しおよび仕様書を添付すること。）

⑵ 提出先

〒252-8566 座間市緑ケ丘一丁目１番１号

座間市地域づくり部産業振興課商工係

電話 046-252-7604（直通）

電子メールsyoukou＠city.zama.kanagawa.jp

⑶ 提出方法 座間市地域づくり部産業振興課に持参又は郵送または電子メールとする。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。電子メールの場合は、送信後に電話で到着確認を行うこと。

⑷ 提出期間 令和７年２月３日（月）午前８時３０分から令和７年２月１７日（月）午後５時必着（市役所の閉庁日を除く。）

⑸ 参加資格要件の確認結果

 　令和７年２月２０日（木）にプロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する。

８．提案書の受付

参加表明書と同時に、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

⑴ 提出書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 記載内容 | 部数 | 様式指定 |
| ア | 提案書表紙 | 様式のとおり。 | １部 | 第３号様式 |
| イ | 提案書 | ・副本には社名やロゴマーク等の提案者が特定できる記載を行わないこと。・評価基準及び仕様書に沿って、作成すること。また、仕様書を補完する内容等技術的な提案があれば併せて記載すること。 | 正本１部、副本５部 | 任意様式Ａ４両面印刷（Ａ３折り込み可） |
| ウ | 見積書 | ・副本には社名やロゴマーク等の提案者が特定できる記載を行わないこと。・金額は税込とし、ポイント還元額と事務経費（税込）を分け、事務経費については算定根拠となる詳細な内訳を記載すること。・ポイント還元額は、本事業開始時点の対象店舗見込数を記載し算出すること。 | 正本１部、副本５部 | 任意様式Ａ４片面印刷 |

⑵無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 見積書の金額が、契約上限金額又は事務経費の上限を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

⑶企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。また、資料の追加及び差替えも認めない。ただし、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書等の提出は、１者につき１案のみとする。

カ 提出された書類は返却しない。

⑷ 提出先

〒252-8566座間市緑ケ丘一丁目１番１号

座間市地域づくり部産業振興課商工係

℡046-252-7604（直通）

電子メール　syoukou＠city.zama.kanagawa.jp

⑸ 提出方法 座間市地域づくり部産業振興課商工係に持参、郵送又は電子メールとする。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。電子メールの場合は、送信後に電話で到着確認を行うこと。

⑹ 提出期間 令和７年２月３日（月）午前８時３０分から令和７年２月１７日（月）午後５時必着（市役所の閉庁日を除く。）

９．プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、座間市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

１０．評価及び結果通知

⑴　参加資格の審査及び提案書等の確認

　　　座間市地域づくり部産業振興課が行う。

⑵　提案書等の審査

　　　選定委員会において、次のとおり一次及び二次審査を行う。

ア　一次審査

　　　評価基準のうち基本事項について、選定委員会各委員が評価（点数化）し、評価点平均の上位３者を二次審査の対象として選定する。提案者が３者以下の場合、一次審査は行わない。各委員の合計点数が６割を超えない者は選定しない。また、評価項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位如何に関わらず、不採用となる場合がある。

イ　二次審査

　　　一次審査を通過した参加者による提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。提案者が１者の場合でも実施する。各委員の合計点数が６割を超えない者は選定しない。また、評価項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位如何に関わらず、不採用となる場合がある。

(ア)日 時 令和７年３月１２日（水） 時間は別途通知する。

(イ)場 所 座間市役所　会議室は別途通知する。

(ウ)時 間 ４０分（予定）（目安：準備５分、説明２０分、質疑応答１５分）

(エ)出席者 ５名以内

(オ)その他 プレゼンテーションの際、機器類を使用する場合は事前連絡すること。パソコンは提案者が用意すること。なお、プロジェクター、接続ケーブル（ＨＤＭＩ）は事務局で用意する。

ウ　評価方法

　　　評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、総合得点が高得点の候補者を選定する。得点が同じ提案があった場合、選定委員の投票により決定する。

⑶ 評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| １ | サービス内容 | ①ユーザー数及び決済回数 | ２０点 |
| ②市内店舗数 | １０点 |
| ③ポイント還元額 | ２０点 |
| ２ | 中小事業者への配慮 | ④決済手数料率 | ２０点 |
| ⑤振込手数料率、入金サイクル | ２０点 |
| ⑥市内への経済的効果 | １０点 |
| ⑦中小事業者での利用促進 | １０点 |
| ３ | デジタルデバイド対策 | ⑧デジタルに不慣れな店舗等への説明及び加盟促進 | ２０点 |
| ⑨利用者の利便性、デジタルに不慣れな利用者への対応 | ２０点 |
| ４ | サポート体制 | ⑩事務局（コールセンター含む）の運営体制 | １０点 |
| ⑪周知・広報 | １０点 |
| ⑫不正利用対策 | ５点 |
| ５ | その他 | ⑬キャッシュレス決済の定着 | １０点 |
| ⑭事業者独自の提案 | ５点 |
| ⑮効果測定・実施報告 | ５点 |
| ⑯他自治体での実績 | ５点 |
| 合計 | ２００点 |

※①ユーザー数は全国の実績を示すこと。（座間市に住所を有するユーザー数や座間市のユーザーによる決済回数が分かる場合加点 。）なお、決済回数については対象キャッシュレス事業者が一般社団法人キャッシュレス推進協議会に報告している２０２４年４月から６月までの店舗利用件数のうち、実店舗における決済件数（Webやアプリ内決済を除いた、バーコード及び２次元コードを介した「実店舗」における利用として報告された件数）について示すこと。

※②市内加盟店数については、店内重複（一つの店舗で複数レジでの決済が可能な場合に複数カウントすること）を除くこと。また、複数の対象キャッシュレスを提案する場合、対象キャッシュレスでの複数カウントはしないこと。（１つの店舗で、Ａペイ、Ｂペイ等が利用できる場合、店舗数は１とすること。重複していないことについて、確認書類の提出ができない場合は、最も加盟店が多い事業者の数を評価の対象とする。）

※③ポイント還元額は、予算限度額を超えていないか、予算に見合った規模となっているか、見積総額に対するポイント還元相当額の割合（事務費の占める割合）を評価する。他自治体における実績に基づく動向や分析等もふまえ、ポイント還元額の想定とその根拠を示すこと。

※④加盟店が負担する決済手数料の料率を評価の対象とする。

※⑤加盟店に対する換金振込手数料と入金サイクルについて評価の対象とする。

※⑥経済的効果を踏まえた実施期間、ポイント還元率、ポイント付与上限額の設定を評価する。

※⑦中小事業者での利用促進につながる仕組みとなっているかを評価する。

※⑧デジタルに不慣れな、高齢者が経営する小規模な店舗等に対して、キャッシュレス化を推進できるか、新規加盟店を開拓する体制が整っているかを評価する。キャッシュレス決済導入に係る費用等も示すこと。

※⑨チャージ方法やポイント付与のタイミング、ポイントの有効期限などの利用者の利便性と、新規利用者や不慣れな利用者への説明会の開催時期、場所、回数及び説明会への参加が困難な利用者への対応などの体制が整っているかを評価する。

※⑩事務局の運営体制や、利用者や対象店舗等からの問い合わせに対応する体制（コールセンターの対応可能時間、人員・回線数等）が整っているかを評価する。また、コールセンター以外の対応方法、過去の実績から想定されるトラブル対応等も示すこと。

※⑪事業者、利用者に向けた周知方法（ホームページ・ 販促ツール等）が充実しているかを評価する。

※⑫セキュリティ対策や不正利用対策が充実しているかを評価する。

※⑬本事業の終了後においても、キャッシュレス決済を定着させるような工夫がされているかを評価する。

※⑭事業者独自の提案が優れている場合評価する。

※⑮事業終了後の効果測定及び実施報告が、有効に活用されるものとなっているか評価する。

※⑯他自治体での実績があり、類似業務の経験が豊富であるかを評価する。

⑷結果通知

結果の通知については、提案書等評価結果通知書により通知する。また、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

１１．契約締結に向けての協議

受託候補者特定後、契約締結に向けた協議を行い、最終的な仕様書を作成することとする。

１２．提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

⑴ 「４．参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。

⑵ 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

１３．その他

⑴ プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。

⑵ 提案書は１者１提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

⑶ 提出された書類は返却しない。

⑷ 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成１６年座間市条例第１7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

⑸ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。

１４．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集告知開始 | １月２４日（金） |
| 質問書受付期間 | １月２４日（金）から１月３０日（木） |
| 参加表明書、提案書受付期間 | ２月３日（月）から２月１７日（月） |
| 第１次審査 | ２月下旬から３月上旬 |
| 審査会（プレゼンテーション） | ３月１２日（水） |
| 評価結果通知 | ３月１７日（月） |
| 契約事務手続き | ３月下旬 |

※ただし、各実施日については、事務の都合上変更する場合がある。

１５．事務担当

座間市地域づくり部産業振興課商工係 担当 曽根

電 話 046-252-7604（直通）

ＦＡＸ 046-255-3550

E-mail syoukou＠city.zama.kanagawa.jp

※審査結果に関する問い合わせは受け付けませんので、予めご了承ください。